

日本冶金工業株式会社

第140期 定時株主総会 招集ご通知

目次

第140期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類 (添付書類)	6
事業報告	16
連結計算書類	51
計算書類	54
監査報告書	57



日本冶金工業株式会社

開催日時

2022年6月28日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催場所

神奈川県川崎市川崎区江川二丁目8番14号
かわさき双輪荘1階

議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役6名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

株主各位

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、株主の皆様には、できるだけ議決権行使書またはインターネット等により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。



議決権行使書 議決権行使期限

2022年6月27日（月曜日）
午後5時30分到着分まで



インターネット等 議決権行使期限

2022年6月27日（月曜日）
午後5時30分行使分まで

証券コード 5480
2022年6月9日

株 主 各 位

東京都中央区京橋一丁目5番8号
日本冶金工業株式会社
代表取締役 久保田 尚志
社 長

第140期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第140期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、**新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、株主の皆様には、後記の株主総会参考書類をご検討の上、できるだけ議決権行使書または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行ってください**ますようお願い申し上げます。

議決権行使方法についてのご案内は3頁から5頁をご覧ください。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県川崎市川崎区江川二丁目8番14号
かわさき双輪荘1階
(末尾の会場ご案内略図をご参照ください)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第140期（自2021年4月1日 至2022年3月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第140期（自2021年4月1日 至2022年3月31日）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役6名選任の件
 - 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

◎当日ご出席される場合は、お手数ながら同封の議決権行使書を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知の事業報告、連結計算書類、計算書類ならびに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nyk.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

◎ウェブ開示に関する事項

次の事項につきましては、法令ならびに当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nyk.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

①連結計算書類の連結注記表

②計算書類の個別注記表

なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類には、本招集ご通知の添付書類記載のもの他、この「連結注記表」、「個別注記表」として表示すべきものも含まれております。

◎議決権の重複行使

①議決権行使書と電磁的方法（インターネット等）により、二重に議決権を行使された場合は、電磁的方法により行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

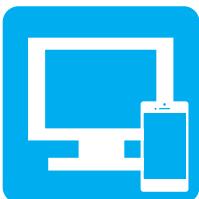
②電磁的方法（インターネット等）によって、複数回、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使手段として取り扱わせていただきます。

【ご注意等】

1. 当日ご出席される場合は、必ず、マスクをご着用願います。着用されない場合、ご出席をお断りする場合がございます。
2. 来場された株主様が体調不良と見受けられた場合、ご出席をお断りする場合がございます。
3. 会場の座席間隔を広くするため、十分な座席数を確保できず、ご着席いただけない場合、またはご入場いただけない場合がございます。
4. 本招集ご通知の記載事項につきまして、ご質問がある株主様は、後記メールアドレス宛に、電子メールにてその内容をお送りください。株主の皆様の高い内容につきまして、後日、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nyk.co.jp/>) に回答を掲載いたします。なお、個別の回答はいたしかねますので、ご了承ください。
メールアドレス：yakin.soukai@nyk.jp
送信期限：2022年6月27日（月）午後5時30分
5. その他の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る対応および株主総会運営に関する変更につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nyk.co.jp/>) に掲載いたします。

議決権の行使方法についてのご案内

議決権は、以下の方法により行使いただくことができます。



■ インターネットで議決権を行使される場合

行使期限 2022年6月27日（月曜日）午後5時30分行使分まで

当社の指定する議決権行使サイトにアクセスいただき、行使期限までにご行先ください。

議決権行使サイト : <https://evote.tr.mufg.jp/>

インターネットによる行使方法の詳細は次頁をご覧ください ▶▶▶



■ 郵送で議決権を行使される場合

行使期限 2022年6月27日（月曜日）午後5時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。



■ 株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

日 時 2022年6月28日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

場 所 かわさき双輪荘1階（末尾の会場ご案内略図をご参照ください）

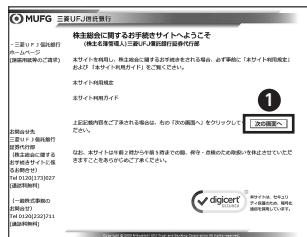
※ 議決権電子行使プラットフォームについて ～機関投資家の皆様へ～

当社は、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」に参加しております。管理信託銀行等の名義株主様をご利用を事前に申し込まれた場合には、ご利用いただけます。

インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

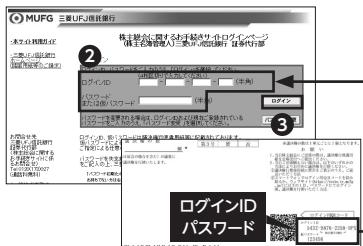
① 議決権行使サイトへアクセス

(<https://evote.tr.mufg.jp/>)



① 「次の画面へ」をクリック

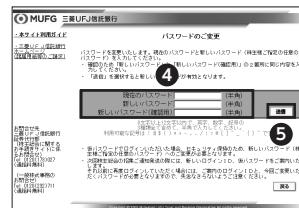
② ログインする



② お手元の議決権行使書紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力。
(株主総会招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知します。)

③ 「ログイン」をクリック

③ パスワードを登録



④ 新しいパスワードを「新規パスワード入力欄」と「確認用パスワード入力欄」の両方に入力。
新しいパスワードはお忘れにならないようご注意ください。

⑤ 「送信」をクリック

以降は画面の入力案内に従ってご入力ください。

■ 議決権行使サイトについて

- インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォン等から、当社の指定する議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスしていただくことのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時まででは取り扱いを休止します。)
- インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

■ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

■ 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われた内容を有効とさせていただきます。

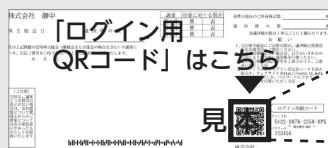
スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法



「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

※下記方法での議決権行使は1回に限ります。

① QRコードを読み取る



議決権行使書副票（右側）

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

② 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。

2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。

QRコードでのログインができない場合には、前頁に記載の議決権行使サイトにアクセスする方法にて議決権行使を行ってください。

③ 各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択。

画面の案内に従って行使完了です。

2回目以降のログインの際は…前頁に記載のご案内に従ってログインしてください。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

☎ 0120-173-027 (通話料無料)
受付時間 9:00~21:00

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、事業基盤の整備に必要な投資や業績見通しなどを配慮しつつ、さらなる財務体質の強化を図りながら、安定的に実施することを基本方針としております。本方針に則り、以下のとおり配当を実施したいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式 1株につき金80円
配当総額 1,207,109,360円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり定款を変更するものであります。
- ①変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ②変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第17条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (2) 議決権の不統一行使に関する事前通知書の様式をインターネットによる通知を可能とすべく、定款を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第17条 当社は株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第20条 株主が、議決権を不統一行使しようとする場合は、その旨および理由を株主総会の3日前までに当会社に書面をもって通知しなければならない。</p> <p>(新設)</p>	<p>第17条 当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>② 当社は電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第20条 株主が、議決権を不統一行使しようとする場合は、その旨および理由を株主総会の3日前までに当会社に通知しなければならない。</p> <p>(附則)</p> <p>1. 定款第17条の変更は会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生じるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役 久保田尚志、伊藤真平、道林孝司の3氏が任期満了となり、また取締役 木村始氏は辞任いたします。つきましては、経営監督機能の強化を図るため取締役2名（内、社外取締役1名）を増員することとし、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号		氏名	現在の当社における地位・担当	当期における取締役会への出席状況
1	再任	くぼ た ひ さ し 久保田尚志	代表取締役社長	16/16回 (100%)
2	新任	うら た し げ み 浦田 成己	常務執行役員営業本部長	-
3	新任	とよ だ ひろし 豊田 浩	常務執行役員経営企画部長	-
4	新任	やま だ ひさし 山田 恒	常務執行役員川崎製造所長	-
5	再任	みちばやし たか し 道林 孝司	社外取締役	16/16回 (100%)
6	新任	え とう なお み 江藤 尚美	-	-

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	くぼた ひさし 久保田 尚志 (1955年3月16日生)	1978年4月 当社入社 2004年12月 当社経理部長 2008年6月 当社取締役経理部長 2010年6月 当社常務取締役経理部長 2012年6月 当社取締役常務執行役員経理部長 2013年6月 当社取締役常務執行役員 2016年6月 当社代表取締役専務執行役員営業本部長 2018年4月 当社代表取締役執行役員副社長営業本部長 2019年4月 当社代表取締役社長執行役員社長(現任)	14,844株
<p>【取締役候補者とした理由】 久保田尚志氏は、経営企画部、経理部、総務部の担当役員、営業本部長等を経験し、当社の経営に関する豊富な経験と知識を有しております。現在は代表取締役社長として、新しいサステナビリティ経営に向けて「中期経営計画2020」の取組みを強力に推進しております。これらの豊富な経験と実績は、取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待されるため、引き続き取締役候補者としております。</p>			
2	あらた しげみ 浦田 成己 (1960年7月7日生)	1984年4月 当社入社 2013年6月 当社海外営業部長 2016年6月 当社営業本部副本部長兼海外営業部長 2017年4月 当社執行役員営業本部副本部長兼海外営業部長 2019年4月 当社常務執行役員営業本部副本部長兼海外営業部長 2021年4月 当社常務執行役員営業本部副本部長 2022年4月 当社常務執行役員営業本部長(現任)	5,323株
<p>【取締役候補者とした理由】 浦田成己氏は、海外営業部長、営業本部副本部長を経験し、当社の販売部門における豊富な経験と知識を有しております。現在は営業本部長として、戦略分野である高機能材の拡販推進およびステンレス一般材の顧客基盤の強化に取組み、重要な販売戦略をリードしております。これらの豊富な経験と実績は、取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待されるため、取締役候補者としております。</p>			

候補者番号	ふり 氏 がな 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> とよ だ ひろし 豊 田 浩 (1961年9月5日生)	1984年4月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 2010年4月 株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行）企業調査部長 2013年4月 同行執行役員営業第六部長 2013年7月 株式会社みずほ銀行執行役員営業第六部長 2016年4月 同行理事 2016年4月 日本経営システム株式会社顧問 2016年5月 同社代表取締役社長 2019年6月 当社常任顧問 2019年6月 当社常務執行役員経営企画部長（現任）	4,573株
【取締役候補者とした理由】 豊田浩氏は、金融機関および経営コンサルティング会社の役職員を歴任し、企業経営に関する豊富な経験と知識を有しております。現在は経営企画部、法務・広報部、情報システム部の担当役員として重要課題に取り組む他、サステナビリティ推進の主担当として、その取り組みを推進しております。これらの豊富な経験と実績は、取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待されるため、取締役候補者としております。			
4	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> やま だ ひさし 山 田 恒 (1961年8月24日生)	1985年4月 当社入社 2009年4月 株式会社YAKIN川崎生産管理室長 2014年4月 当社川崎製造所副所長兼製造部長 2017年4月 当社執行役員川崎製造所副所長兼川崎製造所プロセス革新プロジェクトチームリーダー 2018年4月 当社執行役員設備企画部長兼MPIプロジェクトリーダー 2019年4月 当社執行役員MPIプロジェクトリーダー 2020年4月 当社常務執行役員川崎製造所長（現任）	5,291株
【取締役候補者とした理由】 山田恒氏は、川崎製造所の生産管理室長、製造部長、設備企画部長等を経験し、当社の製造や設備に関する豊富な経験と知識を有しております。現在は川崎製造所長として、技術力の更なる向上による競争力の強化に向けて、製造所のマネジメントをリードしております。これらの豊富な経験と実績は、取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待されるため、取締役候補者としております。			

候補者 番号	ふり 氏 がな 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
5	みち ばやし たか し 道 林 孝 司 (1951年8月21日生)	1975年4月 新日本製鉄株式会社（現日本製鉄株式会社）入社 1997年6月 同社本社経営企画部海外事業企画グループマネージャー 1999年7月 サイアム・ユナイテッド・スチール社出向（社長室長） 2005年4月 日本重化学工業株式会社顧問 2006年6月 同社常務取締役 2008年6月 同社専務取締役 2010年6月 同社代表取締役社長 2014年6月 同社特別顧問 2016年6月 当社社外取締役（現任）	1,240株
<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】</p> <p>道林孝司氏は、製造業において長年経営に携わる等、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識を有しており、当社社外取締役就任以来、適切な助言をいただいております。これらの実績を踏まえ、引き続き当社経営に対して有益な意見や指摘をいただくため、社外取締役候補者としております。なお、同氏が選任された場合は、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として役員の指名、報酬等に関する事項について、審議いただく予定であります。</p>			

候補者番号	ふり氏 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
6	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> えとう なおみ 江藤尚美 (1956年5月2日生)	1979年4月 ブリヂストーンタイヤ株式会社（現株式会社ブリヂストーン）入社 2004年11月 株式会社ブリヂストーン広報宣伝部長 2009年3月 同社執行役員 総務・コーポレートコミュニケーション担当 2014年2月 株式会社ゼンショーホールディングス執行役員グループCC本部長 2014年6月 同社取締役グループCC本部長 2015年1月 同社取締役グループ総務本部長 2020年5月 同社取締役 2020年6月 森永製菓株式会社社外取締役（現任） (重要な兼職の状況) 森永製菓株式会社社外取締役	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】</p> <p>江藤尚美氏は、製造業において業務を経験し、外食・小売産業等において経営に携わる等、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識を有しております。その知識と経験を活かし、当社経営に対して有益な意見や指摘をいただくため、社外取締役候補者としております。なお、同氏が選任された場合は、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として役員の指名、報酬等に関する事項について、審議いただく予定であります。</p>			

- (注) 1 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
- 2 道林孝司、江藤尚美の各氏は、社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく、独立役員要件を満たしていることから、各氏の選任が承認された場合は、それぞれ独立役員とする予定であります。
- 3 道林孝司氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
- 4 当社は道林孝司氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。また江藤尚美氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
- 5 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補することとしております。各候補者が選任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
- 6 江藤尚美氏は、森永製菓株式会社社外取締役に就任しております。また、2022年6月24日開催予定の日清オイリオグループ株式会社第150回定時株主総会において同社社外取締役に就任予定であります。森永製菓株式会社および日清オイリオグループ株式会社と当社との間に、特別な関係はありません。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

ふり 氏 (生年月日) がな 名	略 (重 要 な 兼 職 の 状 況) 歴	所有する当社 の株式の数
ほし 星 (1970年8月15日生) かわ 川 のぶ 信 ゆき 行	2002年4月 最高裁判所司法研修所司法修習生 2003年10月 弁護士登録 弁護士法人星川法律事務所入所 2015年6月 同事務所代表社員(現任)	0株
<p>【補欠の社外監査役候補者とした理由および期待される役割】</p> <p>星川信行氏は、弁護士としてコーポレートガバナンスを含む企業法務に精通し、十分な見識を有しております。同氏には、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立した立場から当社の監査業務を実施していただけることを期待し、補欠の社外監査役候補者としております。</p>		

- (注)
- 1 星川信行氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2 星川信行氏が監査役に就任された場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
 - 3 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補することとしております。星川信行氏は、補欠の社外監査役候補者であり、同氏が監査役に就任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
 - 4 星川信行氏は、補欠の社外監査役候補者であり、同氏が監査役に就任された場合には、株式会社東京証券取引所の定めに基づく、独立役員要件を満たしていることから、独立役員とする予定であります。

(ご参考)

取締役の選任に関する方針・手続

取締役の選任については、委員の過半数が独立社外取締役により構成される指名・報酬委員会において、公正かつ透明性を確保しつつ審議を行い取締役会に適切に答申いたします。求められる役割を適切に果たすことができる知識、能力、経験、実績等を総合的に勘案し、取締役会で決定いたします。

取締役会のスキル・マトリックス

当社取締役会が備えるべきスキル項目を①企業経営、②販売（国内・国外）・マーケティング、③製造・設備・研究開発、④財務・会計・人事、⑤グローバル、⑥IT・リスク管理と特定しております。

第3号議案が原案どおり承認可決された場合、当社の取締役会は以下のようなスキルを備えるメンバーにより構成されます。

氏名	当社における地位	スキル項目					
		企業経営	販売（国内・国外）・マーケティング	製造・設備・研究開発	財務・会計・人事	グローバル	IT・リスク管理
久保田 尚 志	代表取締役社長	●	●		●		
小 林 伸 互	代表取締役専務執行役員	●			●		●
浦 田 成 己	取締役常務執行役員	●	●			●	●
豊 田 浩	取締役常務執行役員	●			●	●	●
山 田 恒	取締役常務執行役員	●		●			●
道 林 孝 司	社外取締役	●			●	●	
谷 謙 二	社外取締役	●	●			●	
菅 泰 三	社外取締役	●			●	●	
江 藤 尚 美	社外取締役	●			●		●
木 内 康 裕	常勤監査役	●	●		●	●	●
小 林 靖 彦	常勤監査役	●			●		●
川 端 泰 司	社外監査役	●	●				
星 谷 哲 男	社外監査役	●			●	●	

(注) 常勤監査役は本総会終了後の監査役会にて、代表取締役はその後の取締役会にて選定いたします。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、引き続き新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」とする）の流行により、2度にわたる緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の発出を受けて飲食・サービス業を中心に個人消費回復の遅れ等の影響を受けたほか、製造業においても自宅待機による一時的な生産休止等の影響を受けましたが、国際的な経済活動制限の緩和による需要増の動きを受け、輸出の増加などによる景気の緩やかな回復が続きました。

ステンレス特殊鋼業界におきましては、生産用機械等の設備投資が引き続き堅調に推移し、半導体等の電子部品や自動車等の輸送機器の生産量回復、また中国をはじめとした個人消費の回復に伴う電気機器向けの製品輸出拡大により需要は増加しました。

一方、LMEニッケル相場や原油相場の上昇をはじめとした原材料・資材・エネルギー価格の上昇基調が継続し大幅なコストアップ要因となる中、2022年2月にロシアがウクライナへ侵攻したことによりLMEではニッケルの取引が一時中断されるなど市況は大きく混乱する事態となりました。

当社グループの戦略分野である高機能材（ステンレス鋼や合金の中で、高耐食性、耐熱性、高強度、熱膨張制御、軟磁性等、優れた機能性を持つ材料をいいます。）につきましては、中国での太陽光発電設備製造装置向けの他、半導体製造設備向けや家電製品用のシーズヒーターやバイメタル向けの需要が引き続き堅調に推移しました。また、原油価格の上昇に伴う石油・ガス関連分野での需要回復の動きが見られました。

当社グループではこのような外部環境に対応し、高機能材のさらなる生産性向上やリードタイム短縮に取り組んだほか、原材料価格の上昇に見合ったロールマージンの確保および徹底したコストダウンを実施してまいりました。その結果、当社における当事業年度の販売数量は、前年同期比16.6%増（高機能材24.4%増、ステンレス一般材15.0%増）となり、当連結会計年度の売上高は1,489億25百万円（前連結会計年度比364億43百万円増）、経常利益は128億7百万円（前連結会計年度比78億17百万円増）となりました。また、従来の輸入ニッケル鉱石および石炭を主体としたニッケル製錬事業の収益性や事業構造の大幅な変化に対応し、当社は大江山製造所において「カーボンレス・ニッケル製錬への挑戦」に取り組むこととしました。それに伴い、当社および当社子会社である宮津海陸運輸株式会社が保有する固定資産の帳簿価額を「固定資産の減損に係る会計基準」に基づいて回収可能価額まで減額し、差額57億86百万円を特別損失として計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は84億71百万円（前連結会計年度比47億7百万円増）となりました。

なお、「中期経営計画2020」の目標数値に対しては概ねそれを上回る実績をあげることができました。

剰余金の配当に関しましては、当社は事業基盤の整備に必要な投資や業績見通しなどを配慮しつつ、さらなる財務体質の強化を図りながら安定的に実施することを基本方針としており、当期の期末配当につきましては、1株当たり80円の実施を予定しております。これにより当期の年間配当は、2021年9月30日を基準日とした中間配当（1株当たり40円）と合わせ、1株当たり120円となります。

② 設備投資の状況

当社グループにおきましては、将来を見据えた構想に基づく戦略設備投資計画を推進しております。当事業年度は、川崎製造所薄板工場への冷間圧延設備増強投資を決定いたしました。スリッターラインの新設・改造に続き、冷間圧延設備への投資により、さらなる安定供給体制の構築と省力化を伴う作業環境の改善を図ります。また、2019年度に投資を決定いたしました高効率電気炉設備は、2022年1月に操業を開始しております。その他、川崎製造所・大江山製造所における事業強化のための投資、省エネルギー関連投資、リスク対応投資、老朽劣化対応投資を実施いたしました。

当連結会計年度の実績は、126億36百万円となりました。

③ 資金調達の状況

運転資金ならびに設備投資資金は自己資金、借入金および社債により充当いたしました。なお、2021年12月3日に第2回無担保社債（社債間限定同順位特約付）80億円を発行いたしました。

(2) 対処すべき課題

わが国経済は、感染症対策と経済活動の両立により、正常化に向け動いておりますが、ロシアのウクライナ侵攻により、資源・エネルギー価格が上昇するなど、先行きの不透明さが増しております。また一方では脱炭素社会の実現やデジタル技術の活用により社会変革を目指す動きも加速されております。

ステンレス特殊鋼業界におきましては、ニッケルをはじめとした原材料・資材・エネルギー価格の高騰が懸念され、引き続きコストアップに見合う適正な販売価格を維持し、ロールマージンの確保を図る必要があります。また、アジア地域の過剰設備を背景とした輸入ステンレス鋼材の流入増加の動向にも注視する必要があるものと認識しております。

当社グループといたしましては、「中期経営計画2020」の最終年度において、戦略分野である高機能材の拡販推進と国内市場において存在感のあるメーカーとしての地位を確固たるものとすべく、2022年1月に稼動した高効率電気炉設備の能力を最大限活用することにより、その投資効果を着実に刈り取るとともに、販売力強化、コストダウン等の諸施策を推進し収益力強化に取り組んでまいります。

さらに、SDGs、ESG 課題への対応および主原料であるニッケル製錬工程も含めたカーボンニュートラルへの取組みは、当社の中長期的な企業価値の向上に不可欠であると捉え、2021年8月にサステナビリティ推進会議を設置し、これらの取組みを推進しております。当社は自らの持続可能性を高めるとともに、環境・社会との共生を通じて「持続可能な社会の実現」に貢献してまいります。

株主の皆様におかれましては、なにとぞ今後とも絶大なるご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【「中期経営計画2020」2020年度・2021年度実績と最終年度（2022年度）目標数値】

	2020年度実績	2021年度実績	中期経営計画 最終年度 (2022年度) 目標
高機能材部門 売上高比率	40.5%	41.1%	45%
営業利益（連結）	61億円	140億円	90億円以上
ROE（連結）	7.1%	14.4%	10%
ネットD/E（連結）	0.79	0.99	1.0未満
総還元性向（連結）	24.8%	21.4%(配当性向)	25%程度

- (注) 1 2020年度の総還元性向（連結）は、2020年度当期純利益に対する2020年度配当金総額および当社取締役会決議に基づき2021年5月10日から同年5月31日までの間に実施した自己株式の取得価額総額を合算した金額の割合です。
- 2 当期末配当を1株当たり80円として実施し、2021年度通期では1株当たり120円の配当となることで、2021年度の配当性向は21.4%となります。それに加え、当社取締役会決議に基づき2022年5月10日より実施している自己株式取得（後記、2. 会社の株式に関する事項（7）その他株式に関する重要な事項に記載しております。）によって、2021年度の総還元性向（連結）は25%程度となる予定であります。

【中期経営計画の施策に関わるトピックス】

1. 今後成長が期待される分野での製品開発や営業の具体的な成果
 - ・中国JVパートナーである南京鋼鉄股份有限公司の広幅圧延機を用い、NAS800Tに続き高耐食・耐熱ニッケル合金NAS625超広幅プレート製品の製造に成功
 - ・高ニッケル耐熱合金NASH38Xを太陽光発電向け多結晶シリコン製造装置へ適用拡大の継続
2. ESG課題に関連する主な取組み
 - ・サステナビリティに関わる重要課題を全社的取組みとして推進するため、社長を議長とする「サステナビリティ推進会議」を設置、2021年12月に初めてサステナビリティレポートを発行
 - ・川崎製造所の製鋼工場内に高効率、省エネルギー、環境改善に配慮した最新鋭の新電気炉を設置、稼動開始
3. 戦略設備投資の実行と技術力の更なる向上による競争力強化
 - ・川崎製造所への戦略投資の一環として、薄板工場にスリッターラインの新設・改造に続き、高効率冷間圧延設備の導入、および既設冷間圧延設備の改造を決定

【「中期経営計画2020」の概要】

1. 「中期経営計画2020」での目指す姿

「業界トップレベルの品質・納期・対応力で信頼され続けるグローバルサプライヤー」

2. 「中期経営計画2020」の基本戦略

①環境エネルギー・インフラ分野を中心とした産業素材での顧客ニーズへの対応、社会への貢献

<主要施策>

- ・環境エネルギー分野への深耕による高機能材拡販
- ・一般材事業における顧客基盤の強化、収益基盤の強化
- ・中国JV活用による製品アイテムの拡充

②戦略設備投資の実行と技術力の更なる向上による競争力強化

<主要施策>

- ・高効率電気炉設備をはじめとした設備機能刷新、製造ネック工程の改善による生産性向上
- ・高機能材コア技術の強化、拡充
- ・リサイクル原料の活用による環境配慮型ニッケル製錬技術の確立

③強固かつ自立した事業基盤をベースとした環境・社会との共生

<主要施策>

- ・多様な人材の確保、福利厚生の充実
- ・安全・安定稼動の前提となる設備老朽対応
- ・作業環境改善、省力化、省エネルギー投資の実行、AI・IoTの活用
- ・事業展開や環境変化に対応した財務基盤強化
- ・ステークホルダーとの信頼関係構築
- ・グループ全体での最適化に向けた連結経営の深化

④上記戦略を通じたE S G課題への対応

<環境への取組み>

- ・環境貢献型製品、ソリューションの提供による環境負荷低減への貢献
- ・製造過程におけるCO₂排出量削減による環境負荷軽減
- ・リサイクル原料利用の高度化による循環型社会への貢献

<社会への取組み>

- ・社会インフラ分野での製品供給による貢献
- ・周辺環境への配慮と地域との共存共栄
- ・多様な人材の確保と福利厚生施設の充実

<ガバナンスへの取組み>

- ・グループガバナンスの強化
- ・リスクマネジメント体制強化（法務機能強化等）
- ・危機管理体制向上（BCP整備等）

3. 「中期経営計画2020」の設備投資計画

設備投資金額（3カ年合計）：356億円

（内訳：戦略投資159億円、合理化・維持更新投資151億円、グループ会社46億円）

4. 「中期経営計画2020」の目標数値

- ・高機能材部門売上高比率は45%、営業利益（連結）は90億円以上を目標とします。
- ・ROE（連結）10%、ネットD/E（連結）1.0未満を目標とします。
- ・総還元性向（連結）は25%程度を目標とします。

(3) 財産および損益の状況

① 直前3連結会計年度

区 分	第137期 2018年度	第138期 2019年度	第139期 2020年度	第140期 (当連結会計年度) 2021年度
売上高 (百万円)	143,740	136,373	112,482	148,925
経常利益 (百万円)	8,178	6,342	4,990	12,807
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	7,686	5,325	3,764	8,471
1株当たり当期純利益 (円)	497.02	350.09	247.85	561.25
総資産 (百万円)	150,115	158,568	161,230	187,494
純資産 (百万円)	47,940	51,131	55,127	62,169

② 直前3事業年度

区 分	第137期 2018年度	第138期 2019年度	第139期 2020年度	第140期 (当事業年度) 2021年度
売上高 (百万円)	117,462	111,472	90,059	124,778
経常利益 (百万円)	6,183	5,092	4,285	10,413
当期純利益 (百万円)	5,097	4,452	3,375	6,723
1株当たり当期純利益 (円)	329.49	292.61	222.13	445.28
総資産 (百万円)	135,309	140,476	146,246	171,511
純資産 (百万円)	43,703	46,127	49,572	54,877

(注) 1 2019年10月1日付で普通株式10株に1株の割合で株式併合を行っており、1株当たり当期純利益は、株式併合が第137期(2018年度)期首に行われたと仮定して算出しております。

2 第140期(2021年度)期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等および「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日)等を適用しています。

<ご参考> 当社の売上高内訳表

区 分			第139期 2020年度 (A)	第140期 2021年度 (B)	前期比 (B) / (A)
	高機能材	販売量	千トン	38.8	48.2
	売上高	百万円	36,448	51,309	140.8%
ステンレス鋼板	販売量	千トン	152.8	175.8	115.0%
	売上高	百万円	52,138	71,553	137.2%
OEM材	販売量	千トン	3.6	3.5	98.1%
	売上高	百万円	927	1,009	108.8%
その他	売上高	百万円	546	907	166.2%
	合計	売上高	百万円	90,059	124,778
うち輸出	売上高	百万円	23,639	34,509	146.0%

(4) 重要な子会社等の状況 (2022年3月31日現在)

①子会社

会社名	資本金	議決権の所有割合	主要な事業内容
ナストア株式会社	百万円 100	% 100.00	ステンレス鋼および高機能材の溶接鋼管の製造ならびに販売
ナス鋼帯株式会社	682	100.00	ステンレス磨帯鋼製造ならびに販売
ナス物産株式会社	785	100.00	ステンレス鋼、特殊鋼および加工品の販売ならびに加工
クリーンメタル株式会社	200	100.00	ステンレス鋼、特殊鋼および加工品の販売ならびに加工
ナスクリエート株式会社	90	100.00	木製品および金属製品の製造ならびに販売
ナスエンジニアリング株式会社	102	100.00	設備設置工事、他エンジニアリング事業
ナステック株式会社	100	100.00	特殊鋼・ステンレス鋼の製造・加工に係わる作業受託業務
宮津海陸運輸株式会社	32	100.00	港湾運送、貨物自動車運送、通関業ならびに加工砂の販売
NAS TOA (THAILAND) CO., LTD.	千バーツ 220,000	99.99	ステンレス鋼管および加工品の製造販売

- (注) 1 議決権の所有割合には間接所有割合が含まれております。
 2 当社は、2022年3月31日付にてナス物産株式会社が所有するクリーンメタル株式会社の持ち分33.21%を購入し、当社持ち分である66.79%と合わせて100%子会社といたしました。
 3 ナスクリエート株式会社は、2021年12月31日付にて白河工場における事業を日工技研株式会社に譲渡いたしました。
 4 当社は、2022年4月1日付にてナスクリエート株式会社を吸収合併いたしました。

②持分法適用関連会社

会社名	資本金	議決権の所有割合	主要な事業内容
三豊金属株式会社	百万円 20	% 49.00	ステンレス鋼および非鉄金属材料の販売ならびに加工

(注) 議決権の所有割合は間接所有割合です。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

ステンレス鋼、耐熱鋼および高ニッケル合金の板（薄板、中厚板）・帯（コイル）、鍛造品ならびに加工品の製造・販売、フェロニッケルの製造

(6) 主要な拠点等 (2022年3月31日現在)

① 当社

本	社	東京都中央区京橋一丁目5番8号
支	店	東京支店(東京都中央区)、大阪支店(大阪府大阪市)、九州支店(福岡県福岡市)、名古屋支店(愛知県名古屋市)、広島支店(広島県広島市)、新潟支店(新潟県新潟市)
工	場	川崎製造所(神奈川県川崎市)、大江山製造所(京都府宮津市)

② 子会社

ナ ス ト ー ア 株 式 会 社	本社(東京都中央区)
	支店 大阪支店(大阪府大阪市)
	工場 茅ヶ崎製造所(神奈川県茅ヶ崎市)
ナ ス 鋼 帯 株 式 会 社	本社(大阪府大阪市)
	支店 東京支店(東京都中央区)、大阪支店(大阪府大阪市)
	工場 滋賀工場(滋賀県湖南市)
ナ ス 物 産 株 式 会 社	本社(東京都中央区)
	支店 東京支店(東京都中央区)、名古屋支店(愛知県小牧市)、大阪支店(大阪府堺市)
	事業部 関西加工センター(大阪府堺市)、中部加工センター(愛知県小牧市)
NAS TOA (THAILAND) CO.,LTD.	本社・工場(タイ)

(注) 他に海外における拠点として中国上海に「日邦冶金商貿(上海)有限公司」、米国シカゴに「NIPPON YAKIN AMERICA,INC.」、英国ロンドンに「NIPPON YAKIN EUROPE LIMITED」、およびシンガポールに「NIPPON YAKIN ASIA PTE. LTD.」の各現地法人があります。また、中国南京に南京鋼鉄股份有限公司等との合併会社「南鋼日邦冶金商貿(南京)有限公司」があります。

(7) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

	企 業 集 団	当 社	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
従 業 員 数	2,080名	1,106名	42歳3カ月	19年7カ月
前年度末比増減	増3名	増12名		

(注) 従業員数は就業人員であります。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	14,536百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	10,239
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	3,046

2 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

普通株式 55,800,000株

(2) 発行済株式の総数

普通株式 15,497,333株 (うち 自己株式数 408,466株)

(3) 単元株式数

100株

(4) 当事業年度末の株主数

17,867名

(5) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,856 ^{千株}	12.30 [%]
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	637	4.22
日本冶金協力会社持株会	496	3.29
株式会社みずほ銀行	311	2.07
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	289	1.92
日本冶金ナス持株会	235	1.56
株式会社三菱UFJ銀行	180	1.19
三菱UFJ信託銀行株式会社	177	1.18
MSCO CUSTOMER SECURITIES	163	1.09
河 合 映 治	157	1.04

(注) 1 持株数は1,000株未満を切り捨てて記載しております。

2 当社は、自己株式408,466株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(6) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

① 株式報酬（特定譲渡制限付株式）の内容

2021年7月26日開催の取締役会の決議により、社外取締役を除く取締役（以下本(6)において「対象取締役」といいます。）に対して、次のとおり、特定譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分をいたしました（以下本(6)において「本自己株式処分」といいます。）。

払込期日	2021年8月25日
処分した株式の種類および総数	当社普通株式5,256株
処分総額	11,757,672円
株式の割当ての対象者およびその人数ならびに割当てる株式の数	対象取締役4名 5,256株

当社は、本自己株式処分にあたり、対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結しました。

(ア) 譲渡制限期間

対象取締役は、払込期日（2021年8月25日）から2051年8月24日までの間（以下本(6)において「本譲渡制限期間」といいます。）、割り当てられた株式（以下本(6)において「本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものとします。

(イ) 譲渡制限の解除条件・組織再編等における取扱い

本譲渡制限期間中に、対象取締役が当社の取締役または執行役員のいずれの地位からも正当な事由により退任または退職した場合、または、当社が消滅会社または完全子会社となる組織再編等に関する事項が承認された場合には、2021年7月から当該退任、退職または承認の日を含む月までの月数を12で除した数（1を上限とする）を本割当株式数に乗じた数の本割当株式の譲渡制限を解除し、残りの本割当株式を無償で取得します。

(ウ) 当社による無償取得

対象取締役が本譲渡制限期間中に正当な理由なく退任または退職した場合には、当社が無償で本割当株式を取得します。

② 当事業年度中に取締役、その他役員に交付した株式（特定譲渡制限付株式）の区分別合計

	株式の種類および数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く。）	当社普通株式5,256株	4名
社外取締役	-	-
監査役	-	-

（注） なお、上記①の本自己株式処分にあたっては、取締役を兼務しない執行役員9名に対して、特定譲渡制限付株式報酬として当社普通株式6,835株（本自己株式処分との合計12,091株）を交付しております。取締役を兼務しない執行役員に対する処分総額は15,289,895円（本自己株式処分との合計27,047,567円）となります。

(7) その他株式に関する重要な事項

2022年5月9日開催の当社取締役会において、以下の通り、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しました。

- ① 自己株式の取得を行う理由
株主還元の実と資本効率の向上を図るため
- ② 取得に係る事項の内容

取得対象株式の種類	当社普通株式
取得し得る株式の総数	187,500株（上限） （発行済み株式総数（自己株式を除く）に対する割合1.2%）
株式の取得対価の総額	300,000,000円（上限）
取得期間	2022年5月10日～同年5月31日

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2022年3月31日現在）

氏名	地位	重要な兼職の状況
木村 始	取締役会長	
久保田 尚志	代表取締役社長	
小林 伸互	代表取締役	
伊藤 真平	取締役	
道林 孝司	取締役	
谷 謙二	取締役	株式会社大紀アルミニウム工業所 社外取締役
菅 泰三	取締役	
木内 康裕	常勤監査役	
小林 靖彦	常勤監査役	
川端 泰司	監査役	
星谷 哲男	監査役	株式会社焼肉坂井ホールディングス 社外取締役

- (注) 1 2021年6月25日開催の第139期定時株主総会において、谷謙二、菅泰三の2氏が新たに取締役に、星谷哲男氏が新たに監査役に選任され就任いたしました。また、同日、第139期定時株主総会終結の時をもちまして、取締役 佐野鋳一氏、監査役 谷謙二氏が任期満了により退任いたしました。
- 2 取締役 道林孝司、谷謙二、菅泰三の3氏は社外取締役であります。
- 3 監査役 川端泰司、星谷哲男の2氏は社外監査役であります。
- 4 常勤監査役 木内康裕、小林靖彦の2氏および監査役 星谷哲男氏は、以下のとおり財務および会計に関する相当程度の知識を有しております。
- ・常勤監査役 木内康裕氏は、金融機関における長年の業務経験および当社における経営企画・管理の業務経験があり、財務および会計に関する相当程度の知識を有しております。
 - ・常勤監査役 小林靖彦氏は、当社の経理、財務および内部監査部門における長年の業務経験があり、財務および会計に関する相当程度の知識を有しております。
 - ・監査役 星谷哲男氏は、金融機関における長年の業務経験があり、財務および会計に関する相当程度の知識を有しております。
- 5 当社と各社外取締役および各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
- 6 当社は、取締役 道林孝司、谷謙二、菅泰三、監査役 川端泰司、星谷哲男の5氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 7 当社取締役会は、コーポレートガバナンス・コードに基づき、取締役会全体の実効性について、6回目の分析・評価（対象期間：2021年4月1日～2022年3月31日）を実施いたしました。評価結果の概要につきましては、下記の当社ウェブサイトをご参照ください。
(<https://www.nyk.co.jp/about/governance/board.html>)

- 8 取締役会の任意の諮問機関として取締役社長を委員長とし、3名の社外取締役を委員として構成する指名・報酬委員会を設置しております。同委員会は、役員の指名、報酬等に関する事項について、公正かつ透明性を確保しつつ審議を行い、取締役会に適切に答申を行っております。
- 9 当社では、取締役会の活性化・機能強化を図るとともに、業務執行にかかわる責任と役割を明確にして、経営意思決定・業務執行の迅速化を図ることを目的に、執行役員制度を導入しております。2022年3月31日現在の執行役員の状況は次のとおりです。

役 位	氏 名	担 当
執行役員社長	久保田 尚 志	
専務執行役員	小 林 伸 互	経理部、人事部、総務部担当
専務執行役員	王 昆	技術研究所、グループ環境・知的財産部担当
常務執行役員	伊 藤 真 平	営業本部長 営業本部（販売企画部、ソリューション営業部）、販売担当6支店
常務執行役員	浦 田 成 己	営業本部副本部長 海外営業部、海外現地法人担当
常務執行役員	豊 田 浩	経営企画部長 経営企画部、法務・広報部、情報システム部担当
常務執行役員	山 田 恒	川崎製造所長 川崎製造所担当
執 行 役 員	永 田 顕 二	原料鉱石部長 原料鉱石部、購買部、大江山製造所担当
執 行 役 員	福 田 章 弘	人事部長
執 行 役 員	秋 本 朗	東京支店長
執 行 役 員	早 川 尚	川崎製造所副所長 兼 川崎製造所製造部長
執 行 役 員	荻 原 浩	MP Iプロジェクトリーダー 設備企画部、MP Iプロジェクト担当

(2) 取締役および監査役の報酬等

- ① 取締役および監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項
当社の取締役会は、指名・報酬委員会の審議・答申の結果を踏まえて、2021年2月24日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」といいます。）を定めております。また、決定方針の適用対象は、取締役を兼務しない執行役員、および監査役を含むものとし、取締役を兼務しない執行役員の取り扱いは社外取締役を除く取締役と同様としております。
決定方針の概要は以下のとおりです。

1. 基本方針

当社の役員の報酬等は、ア.基準報酬、イ.株式報酬、およびウ.役員賞与から構成される。但し、経営に対する独立性、および客観性を重視する観点から、社外取締役、および監査役の報酬等は、ア.基準報酬のみとする。

ア.基準報酬の決定に関する方針

基準報酬は、役位ごとにその金額を定め、原則として月額で固定とし、現金で支給する。

イ.株式報酬の決定に関する方針

株主との価値の共有を図る中長期のインセンティブとして、基準報酬の10%相当の特定譲渡制限付株式を、社外取締役を除く取締役（以下本イ.において「対象取締役」といいます。）に対して、毎年、一定の時期に付与する。当社と対象取締役との間で概要以下の内容の譲渡制限付株式割当契約を締結する。

- ① 対象取締役は、特定譲渡制限付株式の払込期日から30年までの間で取締役会が定める期間中、当該特定譲渡制限付株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。
- ② 当該期間中に、対象取締役が正当な理由なく退任または退職した場合には、当社が無償で特定譲渡制限付株式の全部を取得する。
- ③ 当該期間中に、対象取締役が当社の取締役または執行役員の地位から正当な理由により退任または退職した場合、または、当社が消滅会社または完全子会社となる組織再編等に関する事項が承認された場合には、払込期日の直前の定時株主総会の開催日を含む月の翌月から当該退任、退職または承認の日を含む月までの月数を12で除した数（1を上限とする）の割合の特定譲渡制限付株式の譲渡制限を解除し、残りの特定譲渡制限付株式を無償で取得する。

ウ.役員賞与の決定に関する方針

短期的なインセンティブとして、個別業績を反映した役員賞与を支給する。役員賞与の総額は、役員賞与の支給対象期間となる事業年度の連結営業利益を業績指標とし、かつ配当総額、ならびにその他の事項も考慮して支給の可否、および総額を決定する。支給対象となる役員は当該事業年度末に在任または在職している役員（社外取締役、および監査役を除く）とし、当該事業年度終了後の一定の時期に支給する。

2. 基準報酬の額、株式報酬の額、および役員賞与の額の役員の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

報酬の種類ごとの比率の目安は基準報酬10に対し、株式報酬1とする。役員賞与は業績に連動し、業績によっては不支給とする。

3. 役員報酬の個人別の報酬等の内容の決定の手続きに関する事項

基準報酬の総額、および役員賞与の総額は、過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会の審議・答申を受けて、取締役会の決議により決定する。取締役に對する個人別の報酬の内容は、取締役会の決議による委任を受けた代表取締役社長が、指名・報酬委員会の審議・答申を受けて決定する。

株式報酬の総額は、指名・報酬委員会の審議・答申を受けて、取締役会で決定する。個人別の報酬の内容は、基準報酬の一定割合を目安とし代表取締役社長が決定する。

監査役の個人別の基準報酬額は、指名・報酬委員会の審議・答申を受けて、監査役の協議により決定する。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員報酬等については、2007年6月27日開催の第125期定時株主総会において、取締役の基準報酬額を月額35百万円（年額420百万円）以内、取締役の役員賞与を年額150百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分としての給与および賞与を含みません。）、監査役の基準報酬額を月額6百万円以内（年額72百万円以内）と決議いただいております。上記決議の際の取締役の員数は12名（うち社外取締役0名）、監査役の員数は4名になります。また、上記報酬とは別枠で、2019年6月26日開催の第137期定時株主総会において、特定譲渡制限付株式報酬制度を導入し、この制度に基づき、取締役（社外取締役を除きます。）に対して支給する金銭報酬債権の総額は年額42百万円以内、取締役（社外取締役を除きます。）に対して発行または処分される特定譲渡制限付株式の総数を年33,600株（2019年10月1日付で当社普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行ったことによる調整後の総数）以内とし、特定譲渡制限付株式の発行または処分に当たっては、当社と取締役（社外取締役を除きます。）の間で、概要、上記①1.イ記載の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結すると決議いただいております。上記決議の際の取締役（社外取締役を除きます。）の員数は4名になります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

(ア) 委任を受けた者の氏名、地位および担当、ならびに委任された権限の内容

当社の取締役会は、当事業年度における取締役の個人別の基準報酬、役員賞与および株式報酬の内容の決定を、代表取締役社長 久保田尚志氏に委任しました。

(イ) 委任した理由

基準報酬は役位ごとにその金額を定め、株式報酬は基準報酬の10%相当としていることから、代表取締役社長が機動的に決定することが適していること、また、役員賞与は各取締役の個別業績を反映した評価配分を行うこととしており、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

(ウ) 権限が適切に行使されるよう講じた措置

基準報酬、役員賞与および株式報酬の総額は、指名・報酬委員会の審議・答申を受けて、取締役会が決定しております。また、代表取締役社長は、指名・報酬委員会の審議・答申を受けて、個人別の基準報酬および役員賞与の内容を決定し、個人別の株式報酬の内容は、基準報酬の10%相当として決定しております。

- ④ 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	対象となる 役員の数 人	報酬等の総額 百万円	報酬等の種類別の総額 百万円		
			基準報酬	業績連動報酬等 (役員賞与)	非金銭報酬等 (特定譲渡制限付株式)
取締役 (うち社外 取締役)	8 (4)	230 (20)	137 (20)	81 (-)	12 (-)
監査役 (うち社外 監査役)	5 (3)	38 (12)	38 (12)	- (-)	- (-)

- (注) 1. 上記報酬等の総額には、当事業年度中に退任した取締役1名および監査役1名分が含まれております。
2. 業績連動報酬等として、社外取締役を除く取締役に対して役員賞与を支給しております。業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標は当事業年度の連結営業利益であり、当該業績指標を選定した理由は、中期経営計画の達成目標のひとつに掲げているためです。業績連動報酬等の額の算定方法は、当事業年度の連結営業利益のほか、配当総額およびその他の事項を考慮して支給の可否および総額を決定しております。当事業年度の連結営業利益の実績は139億66百万円でした。
3. 非金銭報酬等として、社外取締役を除く取締役に対して特定譲渡制限付株式を付与しております。当該特定譲渡制限付株式の内容および交付状況は、2. 会社の株式に関する事項に記載のとおりです。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

- ・社外取締役 谷謙二氏は、株式会社大紀アルミニウム工業所の社外取締役であります。株式会社大紀アルミニウム工業所と当社との間に特別な関係はありません。
- ・社外監査役 星谷哲男氏は、株式会社焼肉坂井ホールディングスの社外取締役であります。株式会社焼肉坂井ホールディングスと当社との間に特別な関係はありません。

② 特定関係事業者との関係

該当ありません。

③ 当事業年度における主な活動状況等

	出席状況、発言状況および 社外取締役・社外監査役として期待される役割に関し行った職務の概要
社外取締役 道林 孝司	<p>当期に開催された取締役会16回開催中16回出席し、必要な意見、発言を適宜行っております。</p> <p>同氏は、日本重化学工業株式会社代表取締役社長等を歴任し、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識を有しており、当社は、当社の経営に対して有益な意見や指摘をいただくことを期待しております。同氏は、企業経営経験者としての経験と識見から、取締役会において積極的に発言を行うなど、業務執行に対する監督等、社外取締役としての適切な役割を果たしております。また、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、委員会に出席し、積極的に意見を述べております。</p>
社外取締役 谷 謙二	<p>就任以降の取締役会13回開催中13回出席し、必要な意見、発言を適宜行っております。</p> <p>同氏は、三菱商事RtMジャパン株式会社代表取締役社長等を歴任し、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識を有しており、当社は、当社の経営に対して有益な意見や指摘をいただくことを期待しております。同氏は、企業経営経験者としての経験と識見から、取締役会において積極的に発言を行うなど、業務執行に対する監督等、社外取締役としての適切な役割を果たしております。また、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、委員会に出席し、積極的に意見を述べております。</p>
社外取締役 菅 泰三	<p>就任以降の取締役会13回開催中13回出席し、必要な意見、発言を適宜行っております。</p> <p>同氏は、株式会社IH常勤監査役等を歴任し、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識を有しており、当社は、当社の経営に対して有益な意見や指摘をいただくことを期待しております。同氏は、企業経営経験者としての経験と識見から、取締役会において積極的に発言を行うなど、業務執行に対する監督等、社外取締役としての適切な役割を果たしております。また、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、委員会に出席し、積極的に意見を述べております。</p>

出席状況、発言状況および 社外取締役・社外監査役として期待される役割に関し行った職務の概要	
社外監査役 川端 泰司	<p>当期に開催された取締役会16回開催中16回、監査役会18回開催中18回出席いたしました。</p> <p>同氏は、日本精線株式会社の取締役常務執行役員等を歴任し、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識を有しており、当社は、的確な助言と監査をしていただくことを期待しております。同氏は、企業経営経験者としての経験と識見を活かし、取締役会において必要な意見、発言を適宜行い、また、監査役会において監査結果についての意見交換、監査に関する審議を行うなど、社外監査役としての適切な役割を果たしております。</p>
社外監査役 星谷 哲男	<p>就任以降の取締役会13回開催中13回、監査役会11回開催中11回出席いたしました。</p> <p>同氏は、ING Bank N.V.のマネージングダイレクター在日代表等を歴任し、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識に加え、長年の金融機関での業務経験から培われた財務および会計業務に関する豊富な経験と知識を有しており、当社は、的確な助言と監査をしていただくことを期待しております。同氏は、企業経営経験者としての経験と識見を活かし、取締役会において必要な意見、発言を適宜行い、また、監査役会において監査結果についての意見交換、監査に関する審議を行うなど、社外監査役としての適切な役割を果たしております。</p>

(注) 各氏はまた、当社代表取締役社長との定期的な意見交換会に参加、議論を行っております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社および当社の子会社の取締役、監査役、執行役員および取締役会決議により会社法上の重要な使用人として選任された管理職従業員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、すべての被保険者について、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。

4 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 八重洲監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額および監査役会が同意した理由

- ① 「公認会計士法」(昭和23年法律第103号) 第2条第1項に規定する業務に基づく報酬
年額 45百万円
(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
- ② 監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由
監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの算出根拠と算定内容の適切性・妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
- ③ 「公認会計士法」(昭和23年法律第103号) 第2条第1項に規定する業務以外の業務に基づく報酬
年額 2百万円
(注) 当社が会計監査人に対して報酬を支払った「公認会計士法」(昭和23年法律第103号) 第2条第1項に規定する業務以外の業務の内容は、社債発行に係るコンフォートレター作成業務であります。
- ④ 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
年額 59百万円
(注) 当社の子会社であるNAS TOA (THAILAND) CO.,LTD.は、当社の会計監査人以外の公認会計士の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか正当な理由がある場合には、監査役会は、株主総会に提案する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会の決議事項

- ① 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ② 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ③ 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ④ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ⑤ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ⑥ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - イ 当社の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ロ 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ハ 当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ニ 当社の子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ⑦ 財務計算に関する書類その他の情報の信頼性を確保するための体制
- ⑧ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ⑨ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ⑩ 当社の監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ⑪ 当社の監査役への報告に関する体制
 - イ 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制
 - ロ 当社の子会社の取締役、監査役、及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
- ⑫ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ⑬ 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ⑭ その他当社の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

(2) 業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会の決議内容

・上記①及び②については、

当社は、すべての役員及び社員が遵守すべき事項として「行動規範」を制定し、業務遂行に当たり、国内外の法令を遵守することはもとより、社会ルールを尊重し、良識ある企業活動を行う。また、常勤取締役を長とするコンプライアンス委員会により、法令に違反する、またはその恐れのある行為を防止する体制を確立する。

- ・上記③については、
当社は、「取締役会規程」等、業務執行のための社内諸規程において、関係法令等に基づく情報管理ルールを設定し、ITセキュリティを含めた、情報の適正な保存及び管理を行う体制を確立する。
- ・上記④については、
当社は、事業経営に伴い発生するリスクの状況を正確に把握し、適切な管理を行うための体制整備を目的とした「リスク管理規程」を制定する。また、すでに運用している重要なリスクに係る個別規程、並びにそれらの規程の円滑な運用を目的として設置した常設委員会の活動とあわせ、これらを効果的に運用し、リスクの適切な管理を行う。
- ・上記⑤については、
当社は、社内組織の円滑な活動を確保するため「業務分掌規程」、「経営会議規程」、「業務執行規程」により、案件の重要度に応じた適切かつ迅速な経営上の意思決定を行う。加えて、取締役会の活性化・機能強化を図り、当社を取り巻く経営環境の変化やグローバル競争の激化に的確に対応するため執行役員制度を導入し、業務執行にかかる責任と役割を明確にして、経営意思決定・業務執行のさらなる迅速化を図る。また、代表取締役の直属組織である内部統制室により、内部統制の有効性評価及び改善促進を目的とした業務監査等を行う。
- ・上記⑥イについては、
当社は、企業集団を構成する各子会社等（「NASグループ」）に対して管理・指導すべき経営上の基本的事項、及び承認申請等の具体的運営手続きを定め、NASグループ内の重要な情報が漏れなく当社に伝達される体制を構築する。
- ・上記⑥ロについては、
NASグループ各社は、当社と共通の「リスク管理規程」を適用するとともに、必要に応じて、重要なリスクに係る個別規程を制定し、これらを効果的に運用することにより、リスクの適切な管理を行う。
- ・上記⑥ハについては、
NASグループ各社は、社内組織の円滑な活動を確保するため、各社の実態に応じて業務分掌や業務執行の基準を社内規程により定め、案件の重要度に応じた適切かつ迅速な経営上の意思決定を行う。また、当社内部統制室は、NASグループ各社を対象として、内部統制の有効性評価及び改善促進を目的とした業務監査等を行う。
- ・上記⑥ニについては、
NASグループ各社は、業務遂行に当たり、国内外の法令を遵守することはもとより、社会ルールを尊重し、良識ある企業活動を行う。また、当社及びNASグループ各社のコンプライアンス担当部署と連携し、法令に違反する、またはその恐れのある行為を防止する体制を確立する。

- ・上記⑦については、
当社は、財務計算に関する書類その他の情報が、当社の内外の者が当社の組織の活動を
確認する上で極めて重要であり、その誤りは多くの利害関係者に対して不測の損害を与
えるだけでなく、当社の組織に対する信頼を著しく失墜させることを深く認識し、財務計算
に関する書類その他の情報の信頼性確保に全社を挙げて取り組む。また、代表取締役は、
財務計算に関する書類その他の情報の信頼性を確保するための体制を整備し、適切に運用
するとともに、開示すべき重要な不備が発見された場合には、速やかにその是正措置を講
じる。
- ・上記⑧については、
当社は、監査役から要請があれば、監査役の業務を補助すべき使用人を置くこととし、
その人事並びに人事考課については、監査役の意見を聞くこととする。
- ・上記⑨及び⑩については、
当社は、当該使用人が他の職務との兼務である場合には、当該使用人の独立性に配慮す
るとともに当該使用人の監査役に係わる職務の遂行に支障を来たさない様特段の配慮をす
るものとする。
- ・上記⑪イ、ロについては、
当社は、監査役から請求があるときは、定期的及び必要の都度、監査役に報告すべき事
項を具体的に列挙した覚書等を監査役との間で取り交わすものとする。上記の取決めに
は、子会社からの報告事項を含むものとする。また、監査役は、必要に応じて監査役会に
おいて、会計監査人又は取締役若しくはその他の者から定期的に報告を受ける。
- ・上記⑫については、
当社は前号の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受け
ない様、「公益通報者保護制度」に準じた取扱いをするものとする。
- ・上記⑬及び⑭については、
当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用については、監査役の請求に応じて、
費用の前払又は清算手続が滞りなく処理されるよう努めるものとする。また、監査役会が
必要と認めた業務監査の実施にあたっては、当社の取締役及び使用人はこれに協力する。

(3) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

- ・上記①及び②については、

当社は、法を守り社会規範を尊重する「コンプライアンス精神」の涵養に努める旨の「コンプライアンス宣言」を行い、当社HP上にて公開しております。また、「ヘルプライン規程」において内部通報の対象に「行動規範に違反する行為」を含める旨規定し、もってかかる行為の防止に努めております。「ヘルプライン規程」については、社内報にその概要を掲載することによって、定期的に従業員等に告知しております。原則として年2回開催されるコンプライアンス委員会において、企業倫理及び遵法精神に基づく企業行動の徹底を図るための重要方針を審議、立案するとともに、同委員会を中心に各部署と協働しつつ、それらを推進することとしております。

- ・上記③については、

当社は、所有する情報及び利用する情報システムの物理的、機能的安全性を確保するとともに、情報システムが保持する個人情報を含む社内情報の保護管理を徹底する目的で、「情報セキュリティポリシー」、「情報セキュリティ実施基準」、「秘密情報管理規程」、「情報システムセキュリティ管理規程」からなる情報セキュリティ関連諸規程を整備し、情報セキュリティ管理に対する当社の取組み方針から営業秘密の保護、情報システムの持つ情報やデータの機密性、完全性、可用性の担保までルールを明確にして、インサイダー取引防止を含め、その効果的な運用の実施に努めております。

- ・上記④については、

当社は、複数の会議体において損失の危険に関して継続的に議論を実施している他、「リスク管理規程」及びその細則に基づき、リスクの定期的見直しを行い、その対応に努めております。また、環境、安全保障貿易管理、品質保証体制等に係る個別の規程を設けるとともに、これらの規程に基づき、各々の常設委員会の活動内容を、経営会議において定期的に報告しております。

- ・上記⑤については、

当社は、全部門を網羅した「業務執行基準」を定め、権限の委譲を明確にする一方、厳格な運用を実行しております。当社の当期末現在における執行役員は、取締役兼務者を含め、12名となっております。内部統制室では、経営会議において承認された監査計画に基づき、全部署を対象に定期的かつ継続的に業務監査を実施しております。また、監査の結果等につきましては、「監査規程」に基づき、経営会議に適宜報告しております。

- ・上記⑥イについては、
当社は、NASグループ各社の予算や決算案ほか経営上の重要事項について、「関係会社等経営管理規程」に基づく手続により、当社の承認を得ることとしております。
- ・上記⑥ロについては、
当社は、NASグループ各社の経営状況に関して定期的に議論する会議体を運用する他、環境、安全保障貿易管理、品質保証等に係る当社の各常設委員会におきまして、NASグループ各社における諸基準等の遵守状況を、定期的に確認しております。
- ・上記⑥ハについては、
NASグループ各社は、全部門を網羅した「業務執行基準」を定め、承認・決定を要する事項と権限の範囲を明確にしております。当社内部統制室が実施する業務監査の対象範囲にはNASグループ各社も含まれる旨を、当社「監査規程」に定めております。また、監査の結果等につきましては、当該NASグループ各社にも報告するとともに、当該結果をふまえた対応策を立案・実施しております。
- ・上記⑥ニについては、
NASグループ各社は、すべての役員及び社員が遵守すべき事項として「行動規範」を制定し、「ヘルプライン規程」において内部通報の対象に「行動規範に違反する行為」を含める旨規定し、もってかかる行為の防止に努めております。NASグループ各社は、原則として年2回開催される当社コンプライアンス委員会に、各社コンプライアンス担当者をオブザーバーとして出席させております。また、NASグループ各社は、社内に設けている「ヘルプライン規程」において、当社監査役や内部統制室等を通報窓口として規定しております。
- ・上記⑦については、
当社は、「財務報告に係る内部統制規程」を制定し、同規程に基づき、関連する部署より選任した担当者からなる内部統制評価チームを設け、当社における財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価を円滑に推進するよう努めております。内部統制評価チームは、同規程に基づき作成し代表取締役の承認を得た計画書において、開示すべき重要な不備に該当する場合の金額的重要性の判断基準を定め、かかる不備があることを把握した場合は、代表取締役に当該内容を報告することとしております。
- ・上記⑧については、
当社は、監査役の業務を補助すべき使用人（内部統制室兼務 1名）を設置しております。
- ・上記⑨及び⑩については、
現状専任とはなっておりませんが、監査役補助業務が優先的に行われるよう配慮しております。

- ・上記⑪イ、ロについては、
監査役と会計監査人は監査計画を相互に提出し合い、監査役は四半期ごとに会計監査人から監査の方法及び監査の結果に関し報告・説明を受けるとともに、監査役が実施した業務監査の結果を会計監査人へ報告・説明を行い、それぞれの内容に関し意見交換を実施しております。取締役の職務執行等に関しては、社外取締役を含む取締役会による監督並びに監査役（社外監査役を含み、監査役会を組織）による監査を行っております。また、子会社の取締役および監査役とも定期的な会議、面談を実施しております。
- ・上記⑫については、
当社は、公益通報をした者に対する不利益取り扱いを禁じた「ヘルプライン規程」において、監査役を通報窓口のひとつとして設定し、当該報告者が「公益通報者」として取り扱われる仕組みとしております。
- ・上記⑬及び⑭については、
当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用については、監査役の請求に応じて滞りなく処理しております。また、監査役会が必要と認めた業務監査の実施にあたっては、当社の取締役及び使用人はこれに協力しております。

6 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要
当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の様々な源泉および当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を中長期的に確保しまたは向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えております。したがって、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を著しく損なう大規模な買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、「Ⅰ. 社会に進歩と充実をもたらす、すぐれた商品を提供すること」、「Ⅱ. 自主独立を基本に、創造と効率を両輪として、あくなき発展と向上を追求すること」、および「Ⅲ. 当社と共に歩むものの幸福を増進し、より大きな働き甲斐のある場を社会に提供すること」を経営理念に掲げ、また、『新しい価値の創造に挑戦し、世界の市場で魅力あるステンレス特殊鋼メーカーとなる』ことを企業ビジョンとしております。

また、当社の企業価値の向上には、技術力・開発力の更なる向上とともに、技術とノウハウを有する従業員等の継続的な確保・育成、安定的な原料調達の確保、取引先その他の利害関係者との強固な信頼関係の維持等が不可欠であると考えます。

当社は、上記の経営理念および企業ビジョン、ならびに当社の企業価値の源泉についての考え方に基づき、2022年度を最終年度とする「中期経営計画2020」（以下「本中期経営計画」といいます。）を策定し、本中期経営計画の達成に向けて、当社グループ一丸となって邁進しております。

本中期経営計画には、事業環境の構造変化を踏まえて、当社グループが2025年の当社創立100周年、さらには、その先もレジリエント（困難な状況に直面した際の強靱さや回復力がある）かつ持続的な成長を遂げるために、2020年度からの3ヵ年で実行すべき施策が取り纏められております。当社は、本中期経営計画の取組みを推進し、その達成を通じて、ステンレス特殊鋼メーカーとしての事業基盤をより一層強固にし、もって企業価値を高めることに取り組んでまいります。本中期経営計画の概要は以下のとおりです。

【「中期経営計画2020」の概要】

1. 「中期経営計画2020」での目指す姿

「業界トップレベルの品質・納期・対応力で信頼され続けるグローバルサプライヤー」

2. 「中期経営計画2020」の基本戦略

①環境エネルギー・インフラ分野を中心とした産業素材での顧客ニーズへの対応、社会への貢献

<主要施策>

- ・環境エネルギー分野への深耕による高機能材拡販
- ・一般材事業における顧客基盤の強化、収益基盤の強化
- ・中国JV活用による製品アイテムの拡充

②戦略設備投資の実行と技術力の更なる向上による競争力強化

<主要施策>

- ・高効率電気炉設備をはじめとした設備機能刷新、製造ネック工程の改善による生産性向上
- ・高機能材コア技術の強化、拡充
- ・リサイクル原料の活用による環境配慮型ニッケル製錬技術の確立

③強固かつ自立した事業基盤をベースとした環境・社会との共生

<主要施策>

- ・多様な人材の確保、福利厚生の充実
- ・安全・安定稼動の前提となる設備老朽対応
- ・作業環境改善、省力化、省エネルギー投資の実行、AI・IoTの活用
- ・事業展開や環境変化に対応した財務基盤強化
- ・ステークホルダーとの信頼関係構築
- ・グループ全体での最適化に向けた連結経営の深化

④上記戦略を通じたE S G課題への対応

<環境への取組み>

- ・環境貢献型製品、ソリューションの提供による環境負荷低減への貢献
- ・製造過程におけるCO₂排出量削減による環境負荷軽減
- ・リサイクル原料利用の高度化による循環型社会への貢献

<社会への取組み>

- ・社会インフラ分野での製品供給による貢献
- ・周辺環境への配慮と地域との共存共栄
- ・多様な人材の確保と福利厚生施設の充実

<ガバナンスへの取組み>

- ・グループガバナンスの強化
- ・リスクマネジメント体制強化（法務機能強化等）
- ・危機管理体制向上（BCP整備等）

3. 「中期経営計画2020」の設備投資計画

設備投資金額（3カ年合計）：356億円

（内訳：戦略投資159億円、合理化・維持更新投資151億円、グループ会社46億円）

4. 「中期経営計画2020」の目標数値

- ・高機能材部門売上高比率は45%、営業利益（連結）は90億円以上を目標とします。
- ・ROE（連結）10%、ネットD/E（連結）1.0未満を目標とします。
- ・総還元性向（連結）は25%程度を目標とします。

- (3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させることを目的として、以下の当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を導入しております。

本対応方針の内容の詳細につきましては、下記の当社ウェブサイトをご参照ください。

(<https://ssl4.eir-parts.net/doc/5480/tdnet/1823861/00.pdf>)

① 大規模買付ルールの設定

(ア) 対抗措置の発動の対象となる大規模買付行為

本対応方針においては、次の（i）ないし（iii）に該当する行為またはこれらに類似する行為（但し、当社取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行いまは行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。）がなされ、またはなされようとする場合には、本対応方針に基づき対抗措置が発動されることがあります。

（i）当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付け

（ii）当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

（iii）上記（i）または（ii）に定める行為がなされたか否かにかかわらず、当社が発行者である株券等の特定の保有者と当社が発行者である株券等の他の保有者（複数である場合を含みます。以下本（iii）において同じです。）との間に共同保有者に該当することとなるような関係を形成する合意その他の行為、または当該特定の保有者と当該他の保有者との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を形成する行為（但し、当社が発行者である株券等につき当該特定の保有者の株券等保有割合と当該他の保有者の株券等保有割合との合計が20%以上となるような場合に限ります。）

(イ) 大規模買付意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社に対して、本対応方針に定められた手続（以下「大規模買付ルール」といいます。）に従って大規模買付行為を行う旨の誓約等を記載した大規模買付意向表明書を提出していただきます。

(ウ) 大規模買付情報の提供

上記(イ)の大規模買付意向表明書をご提出いただいた場合には、大規模買付者には、当社に対して、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために必要且つ十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運営を図る観点から、当初提供していたくべき情報を記載した大規模買付情報リストの発送後60日間を、当社取締役会が大規模買付者に対して大規模買付情報の提供を要請し、大規模買付者が情報の提供を行う期間（以下「情報提供要請期間」といいます。）として設定し、情報提供要請期間が満了した場合には、大規模買付情報が十分に揃わない場合であっても、その時点で当社取締役会は大規模買付情報の提供に係る大規模買付者とのやり取りを打ち切り、直ちに取締役会評価期間（下記(エ)にて定義されます。）を開始するものとします。

また、当社は、大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会が合理的に判断したときには、速やかにその旨を大規模買付者に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）します。

(エ) 取締役会評価期間の設定等

当社は、外部専門家等の助言を得た上で、情報提供完了通知を行った日または情報提供要請期間が満了した日から、60日以内で合理的に必要な期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

大規模買付者は、取締役会評価期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始することができるものとします。

② 大規模買付行為がなされた場合における対応方針

(ア) 対抗措置発動の条件

大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行いもしくは行おうとすると、または、大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行いもしくは行おうとする場合であっても、当該大規模買付行為がいわゆる高裁四類型および強圧的二段階買収のいずれかに該当すると判断されるときには、当社取締役会は、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させるために必要且つ相当な対抗措置を発動することがあります。

また、当社取締役会は、(i) 対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認するための株主総会（以下「株主意思確認株主総会」といいます。）を招集し、対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認することが適切であると判断した場合、または(ii) 特別委員会が株主意思確認株主総会を招集することを勧告した場合には、株主意思確認株主総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくことができますものとし、大規模買付者は、当社取締役会が株主意思確認株主総会を招集することを決定した場合には、当該株主意思確認株主総会最終時まで、大規模買付行為を開始することができないものとし、

(イ) 対抗措置の内容

本対応方針における対抗措置としては、原則として、新株予約権の無償割当てを行います。

③ 本対応方針の合理性および公正性を担保するための制度および手続

(ア) 特別委員会の設置および諮問等の手続

取締役会評価期間を延長するか否か、対抗措置を発動するか否か、および発動した対抗措置を維持するか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性および公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会規則に基づき、特別委員会を設置しております。

当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、その勧告を最大限尊重するものとし、

(イ) 本対応方針の導入に関する株主の皆様のご意思の確認

本対応方針は、2020年6月25日開催の当社第138期定時株主総会において、出席株主の皆様のご賛同を得て承認可決されております。

(ウ) 対抗措置の発動に関する株主の皆様のご意思の確認

大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う場合には、当社取締役会の判断によって対抗措置を発動できるのは、当該大規模買付行為がいわゆる高裁四類型及び強圧的二段階買収のいずれかに該当すると判断される場合（この場合でも、当社取締役会から独立した組織である特別委員会に対する諮問手続を経ることを要します。）に限定されており、それ以外の場合には、必ず株主意思確認株主総会の決議に基づき対抗措置が発動されます。また、大規模買付者が大規模買付ルールに従わず大規模買付行為を行う場合についても、所定の場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、当該対抗措置を発動するか否かについて、株主の皆様のご意思を確認するために、株主意思確認株主総会を招集し、大規模買付者に対して対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくことができるものとしております。

(エ) 本対応方針の有効期間、廃止および変更

本対応方針の有効期間は、2023年6月に開催予定の当社第141期定時株主総会の終結時までといたします。

なお、かかる有効期間の満了前であっても、(i) 当社株主総会において本対応方針を廃止もしくは変更する旨の議案が承認された場合、または、(ii) 当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止または変更されるものとします。また、かかる有効期間の満了前であっても、(iii) 2020年6月25日開催の当社第138期定時株主総会の終結後に開催される毎年の定時株主総会の終結直後に開催される当社取締役会において、本対応方針の継続について審議することとし、当該取締役会において、本対応方針の継続を承認する旨の決議がなされなかった場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。

(4) 上記(2)の取組みについての取締役会の判断

当社は、多数の投資家の皆様に中長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させるための取組みとして、上記(2)の取組みを実施しております。上記(2)の取組みの実施を通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させ、それを当社株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模な買付行為は困難になるものと考えられ、上記(2)の取組みは、上記(1)の基本方針の実現に資するものであると考えております。

したがって、上記(2)の取組みは上記(1)の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(5) 上記 (3) の取組みについての取締役会の判断

上記 (3) の取組みは、大規模買付行為を行おうとする大規模買付者に対して十分な情報の提供と十分な検討等の期間の確保を要請したにもかかわらず、かかる要請に応じない大規模買付者に対して、または、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行いまし、もしくは行おうとする大規模買付者に対して、対抗措置を発動できることとしています。したがって、本対応方針は、これらの大規模買付者による大規模買付行為を防止するものであり、本対応方針の導入は、上記 (1) の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。また、上記 (3) の取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、およびその内容の評価・検討等に必要期間の確保を求めるために実施されるものです。さらに、上記 (3) の取組みにおいては、株主意思の重視（株主総会決議とサンセット条項）、合理的且つ客観的な対抗措置発動要件の設定、特別委員会の設置等の当社取締役会の恣意的な判断を排し、上記 (3) の取組みの合理性を確保するための様々な制度および手続が確保されているものであります。

したがって、上記 (3) の取組みは上記 (1) の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	91,773	流動負債	75,413
現金及び預金	12,646	支払手形及び買掛金	23,917
受取手形及び売掛金	26,996	設備支払手形	2,847
商品及び製品	10,244	短期借入金	34,367
仕掛品	23,232	一年内返済予定の長期借入金	5,152
原材料及び貯蔵品	16,173	未払法人税等	2,003
その他の他	2,701	未払消費税等	81
貸倒引当金	△219	賞与引当金	1,522
固定資産	95,654	事業整理損失引当金	1
有形固定資産	88,295	その他の他	5,521
建物及び構築物	14,889	固定負債	49,911
機械装置及び運搬具	32,552	社債	13,000
土地	36,404	長期借入金	21,902
建設仮勘定	2,298	繰延税金負債	2,594
その他の他	2,152	再評価に係る繰延税金負債	861
無形固定資産	2,308	退職給付に係る負債	10,478
ソフトウェア	2,148	環境対策引当金	66
その他の他	160	金属鉱業等鉱害防止引当金	5
投資その他の資産	5,051	事業整理損失引当金	21
投資有価証券	4,096	その他の他	984
繰延税金資産	175	負債合計	125,324
その他の他	794	(純資産の部)	
貸倒引当金	△15	株主資本	58,985
繰延資産	67	資本金	24,301
社債発行費	67	資本剰余金	9,542
資産合計	187,494	利益剰余金	26,093
		自己株式	△950
		その他の包括利益累計額	3,179
		その他有価証券評価差額金	1,387
		繰延ヘッジ損益	27
		土地再評価差額金	1,580
		為替換算調整勘定	186
		非支配株主持分	5
		純資産合計	62,169
		負債・純資産合計	187,494

連結損益計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上	148,925		
売上	123,013		
販売費及び一般管理費	25,912		
営業外収益	11,946		
営業外費用	13,966		
受取配当金	1		
受取配当金	108		
受取配当金	39		
受取配当金	82		
受取配当金	30		
受取配当金	76		337
受取配当金	500		
受取配当金	28		
受取配当金	16		
受取配当金	172		
受取配当金	155		
受取配当金	193		
受取配当金	222		
受取配当金	210		1,497
特別利益	12,807		
特別損失	6		
特別損失	165		170
特別損失	5,786		
特別損失	134		5,919
税金等調整前当期純利益	7,058		
法人税、住民税等	2,169		
法人税、住民税等	△3,583		△1,413
当期純利益	8,471		
非支配株主に帰属する当期純利益	0		
親会社株主に帰属する当期純利益	8,471		

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	24,301	9,542	18,541	△707	51,678
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	－	－	△1,060	－	△1,060
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	－	－	8,471	－	8,471
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	△272	△272
自 己 株 式 の 処 分	－	－	△1	28	27
土地再評価差額金の取崩	－	－	140	－	140
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	－	－	－	－	140
当 期 変 動 額 合 計	－	－	7,551	△244	7,307
当 期 末 残 高	24,301	9,542	26,093	△950	58,985

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差 額 金	為 替 換 算 勘 定	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	1,562	1	1,720	161	3,445	5	55,127
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	－	－	－	△1,060
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	－	－	－	－	－	－	8,471
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	－	－	－	△272
自 己 株 式 の 処 分	－	－	－	－	－	－	27
土地再評価差額金の取崩	－	－	－	－	－	－	140
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△175	26	△140	24	△265	0	△265
当 期 変 動 額 合 計	△175	26	△140	24	△265	0	7,042
当 期 末 残 高	1,387	27	1,580	186	3,179	5	62,169

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	78,631	流 動 負 債	68,577
現金及び預金	8,945	支払手形	2,342
受取手形	12,857	支店記録債	4,524
売掛金	11,647	買掛金	3,179
商品及び製品	6,121	短期借入金	13,387
仕掛品	22,434	一年以内返済予定の長期借入金	31,247
原材料及び貯蔵品	14,311	リース負債	4,824
短期貸付金	350	未払費用	317
その他の	1,965	未払法人税等	2,056
固 定 資 産	92,813	未償還リース負債	2,299
有形固定資産	80,178	与引当金	1,798
建物	11,296	繰上引当金	1,684
構築物	2,874	繰上引当金	919
機械及び装置	30,064	繰上引当金	1
工具器具及び備品	449	繰上引当金	13,000
土地	32,293	繰上引当金	21,391
リース資産	927	繰上引当金	865
建設仮勘定	2,154	繰上引当金	4,155
その他の	120	繰上引当金	339
無形固定資産	2,036	繰上引当金	8,215
ソフトウェア	1,882	繰上引当金	63
その他の	154	繰上引当金	5
投資その他の資産	10,599	繰上引当金	1
投資有価証券	3,036	繰上引当金	24
関係会社株式	6,933	繰上引当金	116,635
関係会社出資金	119	負 債 合 計	
その他の	514	(純資産の部)	
貸倒引当金	△3	株主資本	53,164
繰延資産	67	資本剰余金	24,301
社債発行費	67	資本準備金	9,542
資 産 合 計	171,511	利益剰余金	20,263
		その他利益剰余金	20,263
		繰越利益剰余金	20,263
		自己株式	△942
		評価・換算差額等	1,712
		その他有価証券評価差額金	1,133
		繰延ヘッジ損益	17
		土地再評価差額金	563
		純 資 産 合 計	54,877
		負債・純資産合計	171,511

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

損益計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		124,778
売上原価		106,596
売上総利益		18,182
販売費及び一般管理費		7,351
営業利益		10,831
営業外収益		
受取利息及び配当金	565	
固定資産の賃貸料	305	
その他	74	943
営業外費用		
支払利息	436	
為替差損	89	
有形資産売却損	12	
固定資産除却損	164	
環境対策費	212	
固定資産の撤去費	155	
その他	294	1,362
経常利益		10,413
特別利益		
投資有価証券売却益	120	
固定資産売却益	1	121
特別損失		
減損損失	5,498	5,498
税引前当期純利益		5,036
法人税、住民税及び事業税	1,335	
法人税等調整額	△3,022	△1,686
当期純利益		6,723

株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資本準備金	資本剰余金計合	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金計合		
当 期 首 残 高	24,301	9,542	9,542	14,516	14,516	△699	47,660
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	△1,060	△1,060	-	△1,060
当 期 純 利 益	-	-	-	6,723	6,723	-	6,723
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	-	-	△271	△271
自 己 株 式 の 処 分	-	-	-	△1	△1	28	27
土地再評価差額金の取崩	-	-	-	84	84	-	84
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	5,747	5,747	△243	5,504
当 期 末 残 高	24,301	9,542	9,542	20,263	20,263	△942	53,164

	評 価 ・ 換 算 差 額 等					純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰 延 ヘ ッ ジ 損	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	1,264	-	648	1,912	49,572	
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	△1,060	
当 期 純 利 益	-	-	-	-	6,723	
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	-	△271	
自 己 株 式 の 処 分	-	-	-	-	27	
土地再評価差額金の取崩	-	-	△84	△84	-	
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△132	17	-	△115	△115	
当 期 変 動 額 合 計	△132	17	△84	△199	5,304	
当 期 末 残 高	1,133	17	563	1,712	54,877	

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

日本冶金工業株式会社
取締役会 御中

2022年5月16日

八重洲監査法人

東京都千代田区

代表社員 公認会計士 渡邊 考志
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 高城 慎一

業務執行社員 公認会計士 相 淳一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本冶金工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本冶金工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

日本冶金工業株式会社
取締役会 御中

2022年5月16日

八重洲監査法人

東京都千代田区

代表社員 公認会計士 渡邊 考志
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 高城 慎一

業務執行社員 公認会計士 相 淳一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本冶金工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第140期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第140期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告致します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた「監査役監査基準」に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部統制室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で調査並びに監査を実施致しました。
 - ①取締役会及び経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類である甲決定書等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査致しました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、定期的子会社からの事業報告を受け、また子会社に赴き業務及び財産の状況を調査致しました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、監査役会が定めた「内部統制システムに係る監査の実施基準」に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明致しました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められず、その運用についても、事業環境の変化を踏まえ、継続的な改善が図られているものと認めます。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月24日

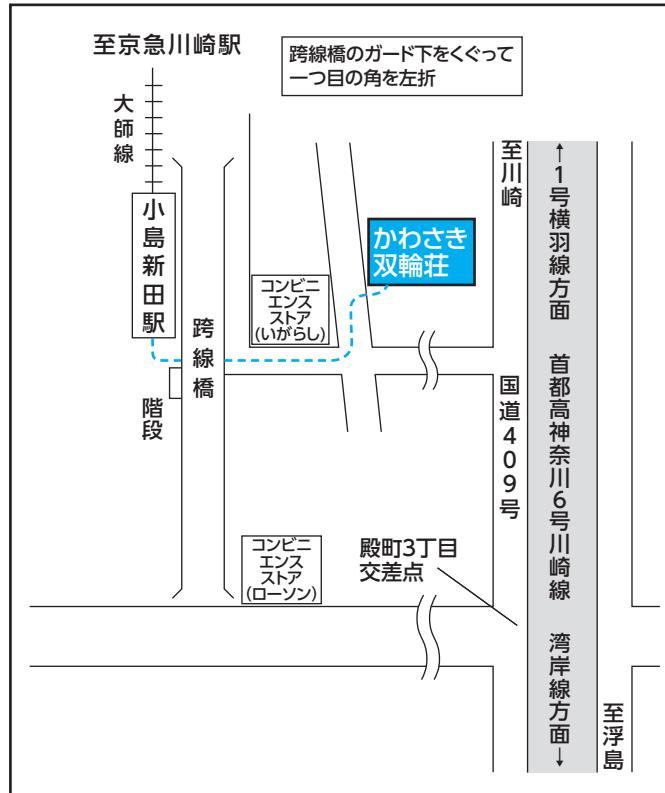
日本冶金工業株式会社 監査役会

常勤監査役	木内康裕	Ⓜ
常勤監査役	小林靖彦	Ⓜ
監査役 (社外監査役)	川端泰司	Ⓜ
監査役 (社外監査役)	星谷哲男	Ⓜ

以上

第140期 定時株主総会会場 ご案内略図

会場 神奈川県川崎市川崎区江川二丁目8番14号
かわさき双輪荘1階



京浜急行 大師線 小島新田駅 徒歩2分

※会場には駐車場のご用意はございませんので、ご来場にあたりましては、公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。